

協議第 2 1 号

地方税の取扱い（その 1）について

地方税の取扱い（その 1）について提出する。

平成 1 6 年 2 月 1 8 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	9	地方税の取扱い（その 1）について
<p>1．個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>2．国民健康保険税については、新町において均一課税とする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議